改正後

（供給条件の説明等）

第三条の十二　［略］

2　次の各号に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下この項及び第四十五条の十五第二項において同じ。）を調達した小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、当該調達した再生可能エネルギー電気がその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという付加価値が、再エネ特措法第三十六条の賦課金を支払った電気の使用者に帰属することを踏まえ、販売する電気が非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）により非化石電源としての価値を証される場合を除き、当該付加価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。

一　旧特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「再エネ特措法改正法」という。）附則第三条第一項に規定する旧特定契約をいう。第四十五条の十五第二項第一号において同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気（再エネ特措法改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される再エネ特措法第二十九条の規定により定められる交付金の額の算定の基礎となるものに限る。第四十五条の十五第二項第一号において同じ。）

二　電気事業者（再エネ特措法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。第四十五条の十五第二項第二号において同じ。）から再生可能エネルギー電気卸供給（再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給をいう。第四十五条の十五第二項第二号において同じ。）による供給を受けた再生可能エネルギー電気

3～13　［略］

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　［略］

2　第三条の十二第二項の規定は、次の各号に掲げるいずれかの電気を調達した登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

一　旧特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気

二　電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給による供給を受けた再生可能エネルギー電気

3～13　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（供給条件の説明等）

第三条の十二　［略］

2　小売電気事業者（特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第五項に規定する特定契約をいう。第四十五条の十五第二項において同じ。）に基づき再生可能エネルギー電気（同法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下この項及び第四十五条の十五第二項において同じ。）を調達し、当該調達した再生可能エネルギー電気について交付金（同法第二十八条第一項の交付金をいう。第四十五条の十五第二項において同じ。）の交付を受けている小売電気事業者に限る。）及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、当該調達した再生可能エネルギー電気がその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという付加価値が、再エネ特措法第三十六条の賦課金を支払った電気の使用者に帰属することを踏まえ、当該付加価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。

［新設］

3～13　［略］

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　［略］

2　第三条の十二第二項の規定は、登録特定送配電事業者（特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達し、当該調達した再生可能エネルギー電気について交付金の交付を受けている登録特定送配電事業者に限る。）及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

［新設］

［新設］

3～13　［略］